

タイヤ騒音規制の導入工程のイメージ(案)

<これまでの議論>

道路運送車両法では、検査の際、自動車の製作年月日により基準適合性の判断を行うことが基本的考え方であり、安全性等のタイヤに係る現行の規制についても、自動車の製作年月日を基準とした規制が行われている。このため、第1回検討会において、今般のタイヤ騒音規制の導入については、道路運送車両法の枠組みの下でタイヤの安全性等について行われている規制と同様に、自動車の製作年月日を基準とした規制手法として整理することとされたところ(「参考資料1」参照)。

<本日御議論いただきたい点>

R117-02の試験法及び規制値を導入する旨等が答申された中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方(第二次答申)」(平成24年4月19日)の検討過程(「参考資料2」参照)を踏まえると、規制の実効性確保の観点から、規制の導入工程は、下記1.の考え方にに基づき、2.のとおりとすることが考えられる。

1. 規制手法に係る考え方について

- ◆規制の実効性確保の観点からは、規制適用後、新型車の型式認証時点でR117-02が適用された車両に対しては、その後の継続検査等でも同様の規制が適用されることが必要となる。この場合、運行開始直後に装着されているタイヤが交換される可能性(パンク等の破損、天候への対応、ユーザーの嗜好等)があるため、新型車への規制適用時点においてR117-02に適合した交換用市販タイヤが一定程度は市場に流通していること必要と考えられる。
- ◆規制適用前に製作された自動車(使用過程車)に対しては、R117-02に適合した交換用市販タイヤが市場に流通する時期等を勘案し、ある時期以降に初めて検査を受ける際に規制を適用させることが考えられる。(別紙参照。)

2. 規制の導入工程のイメージ(案) (※別紙参照。今後行うヒアリングの結果等を踏まえ、適宜見直す予定。)

- ◆新型車:法規公布後、R117-02に適合する新型車用タイヤが開発され、自動車メーカーへの供給が可能となり、かつ、交換用市販タイヤが市場に一定程度まで流通した段階で、規制を適用する。
- ◆継続生産車等:自動車及びタイヤ側の対応に要する期間を踏まえ、場合によっては、新型車の場合と異なる規制適用時期を設定することも検討。
- ◆規制開始前製作の使用過程車:現在流通している従来品のタイヤの寿命、ユーザーのタイヤの交換頻度等を十分に考慮して、規制適用時期を設定する。

3. 今後の検討で留意が必要な事項

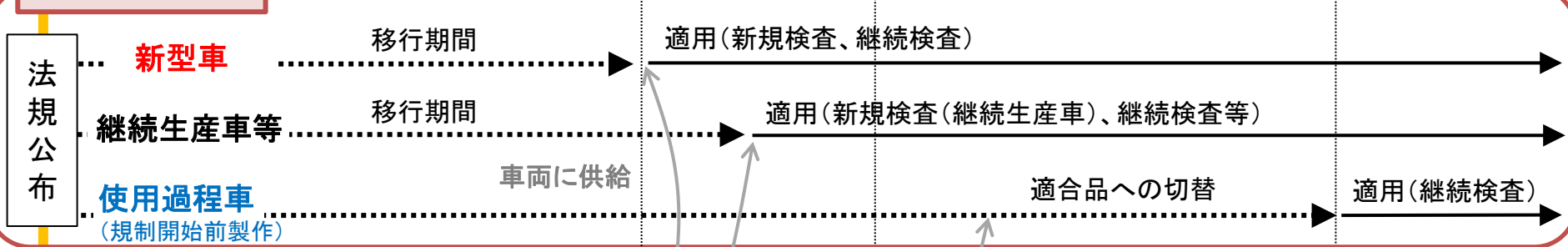
- ◆本資料別紙で提示する規制導入工程のイメージは、今後行うヒアリング対象及び項目を、本日御検討いただく前提として提示するもの。
- ◆具体的な導入工程や規制適用時期については、自動車ユーザー、タイヤ販売事業者及び自動車の検査関係者・整備事業者等の混乱を招くことがないように考慮しつつ、ヒアリングの結果等を踏まえ、今後更に精査する必要がある。
- ◆規制導入に際しては、自動車ユーザー、タイヤ販売事業者等に対する十分な周知活動が必要不可欠。(別紙参照。)
- ◆新型車のうち乗用車については、2016年秋(見込み)の国際的な車両型式認証の相互承認制度(IWVTA)発効までに受け入れ可能とすることが必要となる見込み。(「参考資料1」参照)

タイヤ騒音規制の導入工程のイメージ(案)

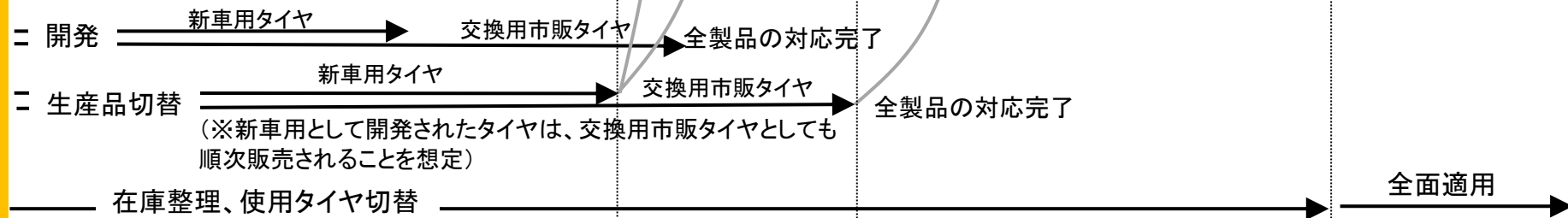
◆具体的な規制適用時期は、今後行うヒアリングの結果等を踏まえ、必要に応じ、タイヤのクラス[※]毎に設定することを検討する。

※クラスC1:乗用車用タイヤ, クラスC2:小型貨物車用タイヤ, クラスC3:中・大型貨物車用タイヤ

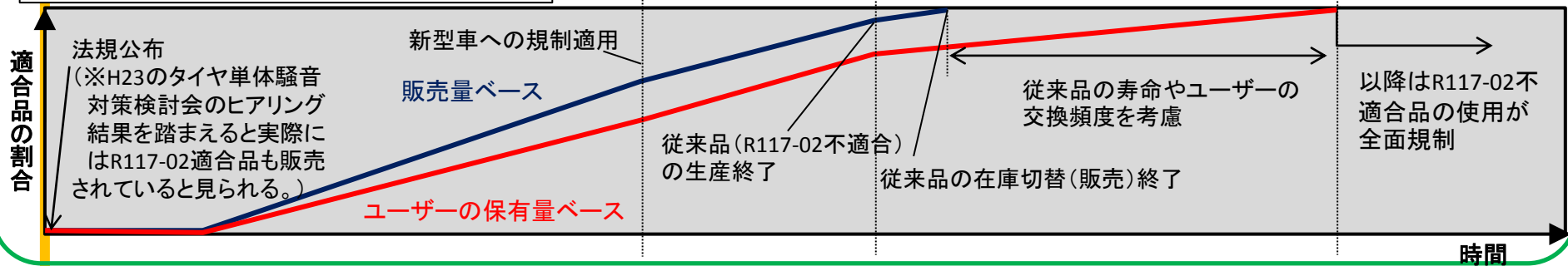
車両への規制



タイヤ側の対応(イメージ)



OR117-02適合タイヤの普及状況(イメージ) (※定量性は考慮していない)



規制の周知等

